

広報ましけ 11月号

2015 No.1269



本間一夫生誕100年 特別企画

光を失い、光をつくり、光を与えた男の生涯

..... 2～5 P

平成26年度増毛町会計決算報告..... 6～7 P

まちの話題（各学校祭ほか）..... 10～11 P

除雪サービスのお知らせ..... 12 P など

10月16日に増毛小体育館で行われた音楽交歓会では、増毛小、舎熊小、増毛中吹奏学部が集まり、音楽を通して交流を深めました。



光を失い、光をつくり、光を与えた男の生涯

日本点字図書館の創始者

本間一夫

「権利において、義務において、晴盲二つの世界があくまでも公平でなければならぬ。」 本間一夫

増毛町に生まれた本間一夫が、当時の東京市豊島区雑司ヶ谷の自宅において「日本盲人図書館（後の日本点字図書館）」を開いたのは1940年（昭和15年）、25歳の時でした。六畳間に約700冊の蔵書で始めたこの図書館は、今では点字図書の蔵書数が8万冊を越えるほどになり、約120名のスタッフが本間一夫の意思を継いで視覚障害者のためにあらゆるサービスを提供しています。

冒頭の言葉は、昭和15年11月10日の日本盲人図書館設立日に発行した「図書館ニュース」創刊号に掲載された本間一夫本人の言葉です。彼の信念、そして願いが視覚障害者をはじめとするたくさんの人に大きな光を与えました。

光を失った幼少期

1915年（大正4年）10月7日、丸一本間家初代泰蔵の孫として生まれた一夫は、5歳の時に脳膜炎にかかり、かろうじて命はとりとめたものの、この病気が原因で失明してしまいました。

目が見えない一夫に、家族やお店の人が本をたくさん読んでくれるなど、一夫少年を懸命に介助したそうです。しかしながら、同じ年頃の子どものように学校に通う

ことも出来ず、自分の力で本を読むこともできない一夫は、もどかしい毎日を送っていました。

点字との出会い

1929年（昭和4年）、一夫は13歳で函館盲啞院（現在の函館盲学校）に入学し、そこではじめて点字の存在を知ります。

目が見えない人たちでも読書を楽しむことができる点字は一夫に希望の光を与えました。また、ロンドンに蔵書17万冊の世界一の点字図書館があることを知り、「盲人のための点字の図書館をつくりたい」と日本での実現を心に誓いました。

「日本盲人図書館」の開設

関西学院大学に進学した一夫は卒業後、実家の支援も受けて東京市雑司ヶ谷の借家に「日本盲人図書館」を開設しました。

直接図書館に足を運ぶ利用者の他にも遠隔地へ郵送にて点字図書を貸し出すサービスも行い、盲人からたくさんの方の支持を得ました。また、一夫の図書館は無料・無保証で貸し出すという当時では画期的な試みでした。

このことについて先月の7日、東京・市ヶ谷で行われた「本間一夫生誕百年記念講演会」で講演した本間一夫研究者である静岡県立大学の立花明彦准教授は「本間一夫氏は、ど

本間一夫略歴

- 大正4（1915）年 一夫誕生
- 大正5（1916）年 母、千代死去
- 以後、千代の兄夫婦（泰輔、キミ）に育てられる
- 大正9（1920）年 一夫、脳膜炎により失明する
- 昭和2（1927）年 本間家初代である祖父の泰蔵死去
- 昭和3（1928）年 義父、泰輔死去
- 昭和4（1929）年 一夫、函館盲啞院へ入学
- 昭和11（1936）年 一夫関西学院大学英文科に入学
- 昭和15（1940）年 一夫、東京雑司ヶ谷の借家で「日本盲人図書館」を開設
- 昭和16（1941）年 図書館を現在の新宿区高田馬場に移転

んなささいなことでもメモや記録を取り、記憶力も素晴らしい一度会った人は忘れない方だった。そうだったところが人を集め、無料で貸し出しの実現につながっている。商家に生まれ育ったことが影響しているのではないかと分析していました。また、同講演会で一夫との思い出を語った日本点字委員会顧問で日本点字図書館評議員の阿佐博さんは「点字図書館が出来たときは毎日通った。彼の元には自然と人が集まっていた。『想いは通じる』と日頃から考えており、思ったことをあらゆる方法で考え、実現してきた。様々な人を動かす力が彼にはあった。『兵』ではなく、『将』の人だった。」と悲願を達成した一夫の人となりについて述べていました。

再び訪れた苦難

盲人からの支持や実家からの援助、点訳奉仕運動の高まりにも支えられ、一夫の夢は軌道に乗りつつありました。しかし、現在の東京都新宿区高田馬場に図書館を移転した昭和16年は、日本が太平洋戦争に突入した年でもありました。

戦禍は本土に及び始め、一夫は点字図書とともに茨城県へ疎開。都市部への空襲がますます激しくなった昭和20年には、3,000冊近くの点字図書とともに郷里の増毛へ更なる疎開を決定しました。



▶開設したばかりの日本盲人図書館の前に立つ本間一夫（昭和15年）

故郷の増毛では温かく迎えられ、一時の安息を得ましたが、疎開から一月後、東京から「図書館全焼、一物も残さず」と電報が届きました。一夫の夢は、空襲で灰になってしまったのです。

図書館の再建と発展

そのような状況下になりましたが、一夫の点字図書館への意欲は衰えませんでした。疎開後も、昭和18年に結婚した喜代子夫人と二人でリヤカーを押して増毛郵便局に通い、点字図書の郵送貸出を一心に行っていました。

戦争で傷を負い視力を失った兵士たちが急激に増え、新聞などのメディアで点字が注目されることが多くなりました。書籍を点字本に訳す「点訳奉仕」のボランティアを希望する人も増え、物資が不足する中、一夫の元には少なくない数の点字本が全国から寄付されました。「あの大戦のさなか、自分の生きることだけで精一杯であった時代、このような人々が存在していたことを知る人は少ないでしょうが、私は日本人の誇りをこめてこれを証としておきたいと思います」と一夫は当時のノートに記しています。

戦争が終わり、混乱の中にある盲聾啞者を勇気づけたいとヘレン・ケラーが東京を訪問すると聞いた一夫は、上京を決定しました。昭和23年、一夫は実家である本間家からの援助を受け、高田馬場の焼け跡に新たな施設を建設し、「日本点字図書館」と名前も新たに再出発することになりました。

戦後のインフレにより資金繰りは厳しく、経営は苦しくなる一方でしたが、昭和28年「朝日社会奉仕賞」を受賞したことにより、翌年、国からの事業委託を受けて点字図書館の国費による運営が決定しました。新たな予算を得て図書館も新築され、点字出版や点字が読めない盲人のための「声のライブラリー」など、様々な事業を行い、図書館は瞬く間に発展していきました。

一夫は平成13年に一線を退いてからも、来客の対応や寄付者への礼状など精力的に活動していました。平成15年、心不全により点字図書館に捧げた87年の生涯を閉じました。

昭和18（1943）年
一夫、藤林喜代子と結婚／図書館の建物を新築

昭和20（1945）年
一夫、戦火が激しくなり増毛へ疎開／高田馬場の図書館が空襲により全焼

昭和23（1948）年
一夫、上京し図書館を再建、「日本点字図書館」と改称

昭和28（1953）年
一夫、朝日新聞社・朝日社会奉仕賞受賞

昭和33（1958）年
日本点字図書館、「声のライブラリー」発足

昭和39（1964）年
一夫、世界盲人福祉会議参加のため渡米、ヨーロッパなどを視察

昭和43（1968）年
義母、キミ死去

昭和46（1971）年
一夫、藍綬褒章（らんじゅほうしょう）受章

昭和49（1974）年
妻、喜代子病死

昭和60（1985）年
一夫、勲四等旭日小綬章受章

平成2（1990）年
一夫、増毛町開基240年・町政施行90周年記念式典において表彰される

平成4（1992）年
一夫、心臓疾患で入院

平成15（2003）年
一夫、第10回井上靖文化賞受賞／心不全のため死去（87歳）

増毛で唯一の点訳奉仕者

荒谷キクさん

荒谷キクさん（稲場海岸町・89歳）は、昭和20年4月から3年間、本間一夫が点字図書3,000冊と一緒に増毛に疎開してきたときに点訳奉仕者として活動していました。

当時荒谷さんは、戦時中、出征で人手が足りなくなつた郵便局で仕事をしており、一夫が奥さんとリヤカーで点字図書を持ってきて、全国の愛読者に送る作業の受付をしていて興味を持ったと言います。人のために一生を捧げる仕事をしていて、「なんて尊い人なんだらう」と当時から思ったそうです。

点訳に興味を持ち、一夫に点字を習つた増毛町民は荒谷さんただ一人。「天井に点字の表を思い浮かべて寝る前に一生懸命覚

▼昭和20年頃、現在の丸一本間家広場部分の2階にあった点字図書貸出の執務室中央が本間一夫、左から2番目に立っているのが荒谷キクさん



えていたことを思い出します。おもしろいと思ひ夢中で勉強しました。」と荒谷さんは70年前を振り返ります。

点字は、鉄筆で枠の中を打つていき、紙を裏返して突起の方を人差し指と中指で触れて読んでいきます。荒谷さんが点字を始めるにあたり、一夫から、自らが使用していた点字盤を譲られたといいます。「先生は人が読むスピードと同じ早さで読んでいき、私が打つた間違いを指摘してくださいました。」と語りました。

荒谷さんは石川啄木の歌集「一握の砂」などを点訳。読者たちから礼状が届き涙を流して喜んだこともあつたそうです。

一夫の生前、荒谷さん宛てに毎年点字の年賀状が届いていたそうで、「今でも簡単な手紙なら点字を読むことができます。」と荒谷さんは話します。

荒谷さんは最後に「本間一夫先生、生涯100年の今年、増毛町出身者にこのような人がいたことを町民に知らせたい。」と述べてくださいました。

一夫は、著書「指と耳で読む」(山石波書店)の中で荒谷さんを紹介しています。



▶荒谷さんが一夫から譲られたという点字盤(手煎)と、貸出時に使った郵送袋(奥)
※現在は日本点字図書館の本間記念室で保管されています。

元陣屋 には、本間一夫に関する書籍が置いてあります。

「指と耳で読む」／本間一夫 著 (本人の著作・文庫)

「本間一夫 この人、その時代」／古澤敏雄 著 (大人向け)

「愛の点字図書館長」／池田澄子 著 (子ども向け)

「本間一夫の生涯」／日本点字図書館 著 (パンフレット)

■増毛町総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

増毛の海が好きだった一夫

「増毛に帰ってくると、一息ついたら必ず海に連れてつてくれ」と言い、手を引いて裏の浜に連れて行きました。」と話すのは、一夫からみて従兄弟(元町長の本間泰次氏)の娘で国稀酒造(株)の林 花織さん。

一夫は函館や札幌に講演などで訪れた際、必ず増毛にも寄つていったといいます。「浜風にあたることで増毛に帰ってきた実感を得ていたのではないのでしょうか。」と林さんは続けます。

一夫に増毛でとれたとうきびや野菜、果物などを出すと、いつも喜んで食べたそうです。そして大の甘党だったといいます。荒谷キクさんが持つてきてくれたばかりなどをとんでも喜んでいたら、当時は振り返りました。

また当時、林さんと同居していた一夫の義母、本間キミさんについて「昭和43年に亡くなるまで、いつも一夫おじさんのことを気にかけていて、一夫おじさんの活躍が生きがいのようなでした。」と語りました。



▲従伯父にあたる一夫を語る 林 花織さん



広報マンが行く!!

vol.6

本間一夫さんが設立した「日本点字図書館」とは実際にはどういふところなのでしょう。

ということで、今回は東京都新宿区高田馬場にある「日本点字図書館」におじゃまいたしました。

図書館へは西武新宿線高田馬場駅の戸山口、またはJR高田馬場駅の戸山口から徒歩約5分で、図書館の正面入口までは点字ブロック（視覚障害者誘導ブロック）が続いています。

写真では少しわかりにくいかもしれませんが、図書館の建物の前面には何本もの鎖が垂れ下がっています。これは「知の滝」と呼ばれ、知識への欲求や「知ること」



の喜びがあふれている様子を表しているそうです。

館内には一夫さんの執務室も残されており、自ら打った点字のノートやメモなどがたくさんの資料とともに保管されているとのことでした。

現在は約120名のスタッフ、そしてたくさんのボランティアの方々によって図書館が運営されており、平成26年度は点字図書が約9,000タイトル（約34,000冊）、録音図書が約136,000タイトルの貸出実績があったそうです。

全国に約32万人いると言われている視覚障害者のうち、点字が読める方は約1割ほど。高齢になってから失明された方が多く、また盲学校で点字を習う方も多くないからとのこと。そのため、「声のライブラリー」に始まった録音図書も充実しており、貸出数は点字図書に比べ15倍近くなるそうです。

また、「サピエ図書館」という視覚障害者用の図書情報ネットワークも運営しており、これによって、全国のサピエ会員施設や団体が持っている蔵書、資料の検索や貸出依頼、またコンテンツのダウンロードなども出来るようになっています。

今回、実際に見学して、担当の方にお話を聞いて、資料に触れさせていただいたことで本間一夫さんの意思や願いが、今の技術などを利用して大きく発展していることを学び、とても感慨深いものがありました。この偉大な功績をたたえるため、そして視覚障害者の方々がさらに充実した読書が出来るように、たくさんの人に日本点字図書館をはじめとした様々な取組や活動を知ってもらわなければなりません。少しでも興味を持った方、お時間を持てあましている方、まずは日本点字図書館のホームページをご覧ください！

また、日本点字図書館は、個人や企業・団体からの寄付金を運営していく上での大きな収入としています。そちらの詳細についてもホームページに掲載されていますので、ぜひご確認ください！

社会福祉法人 日本点字図書館

〒169-8586 東京都新宿区高田馬場 1-23-4

電話 (03) - 3209-0241 (代表)

FAX (03) - 3204-5641

Eメール: nitten@nittento.or.jp

ホームページ: <http://www.nittento.or.jp/>



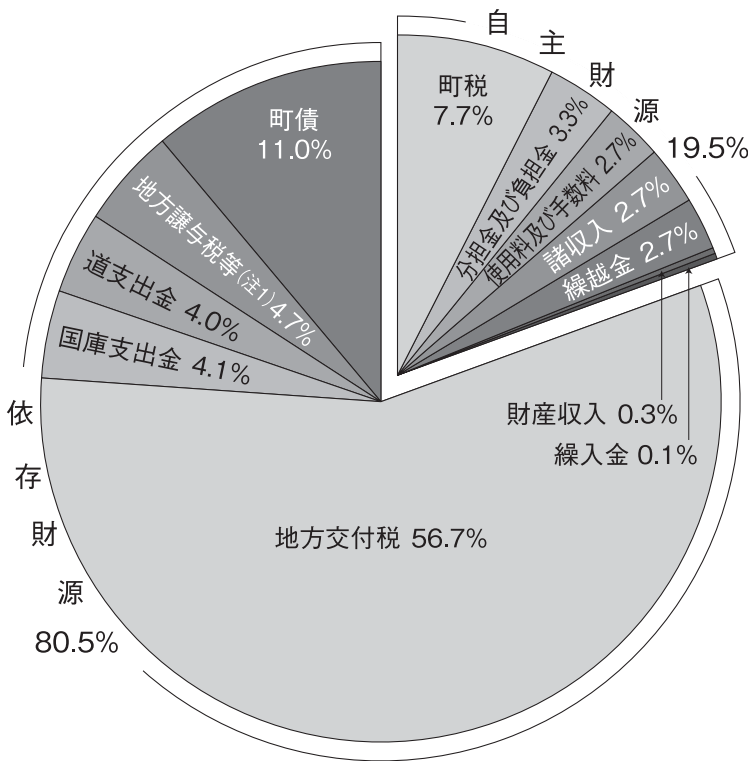
▲現在では点字プリンターやパソコン技術の発達により、点字を打てる人が減ってきているそうです。



▲図書館の地下にはこのようにたくさんの蔵書が整理されて保管されていました。

平成26年度の増毛町の各会計歳入歳出決算について、9月に開かれた町議会第3回定例会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入（収入）が48億689万円、歳出（支出）が46億4,255万円で、翌年度へ繰り越す事業の財源1,213万円を差し引き、1億5,221万円の黒字決算となりました。



【歳入】

町税	3億7,144万円
分担金及び負担金	1億5,751万円
使用料及び手数料	1億3,129万円
諸収入	1億2,948万円
繰越金	1億2,808万円
財産収入	1,353万円
繰入金	246万円
地方交付税	27億2,325万円
国庫支出金	1億9,910万円
道支出金	1億9,010万円
地方譲与税等(注1)	2億3,006万円
町債	5億3,059万円
合計	48億689万円

(注1) 地方譲与税等は地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、地方消費税交付金等です。

歳入（一般会計）

平成26年度の一般会計の歳入（収入）は48億689万円で、前年度比3.3%の増となっています。

歳入は、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に区分することができます。

「自主財源」は、町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税）や使用料・手数料など、町が自主的に収入を得ることができるお金で、歳入全体の19.5%を占めています。そのうち、皆さんから納めていただいた町税は、3億7,144万円で、前年度比3.3%減、歳入に占める割合は7.7%となっています。

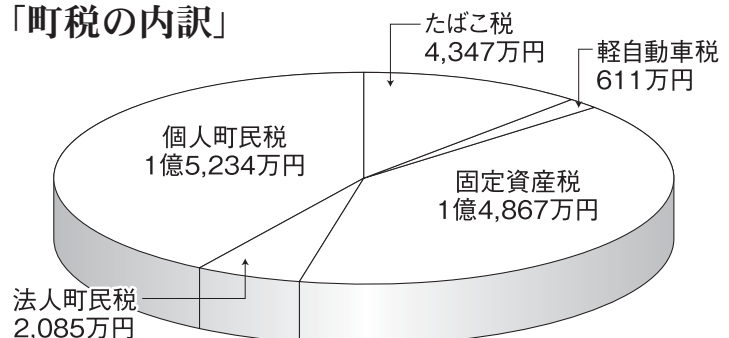
「依存財源」は、地方交付税や国・道支出金、町債など、歳入全体の80.5%を占めています。町の財政力に応じて国から交付される地方交付税が、27億2,325万円（前年度比2.6%減）で、歳入に占める割合は56.7%と、歳入の半分以上を賄っているのが現状です。地方交付税は景気によって大きく左右されますが、今後も堅実な財政運営を続けていきます。

◇町民1人あたりの納税額は？◇

(町税) (平成26年3月末人口)
3億7,144万円 ÷ 4,894人

75,897 円/人
(昨年は 76,700円/人)

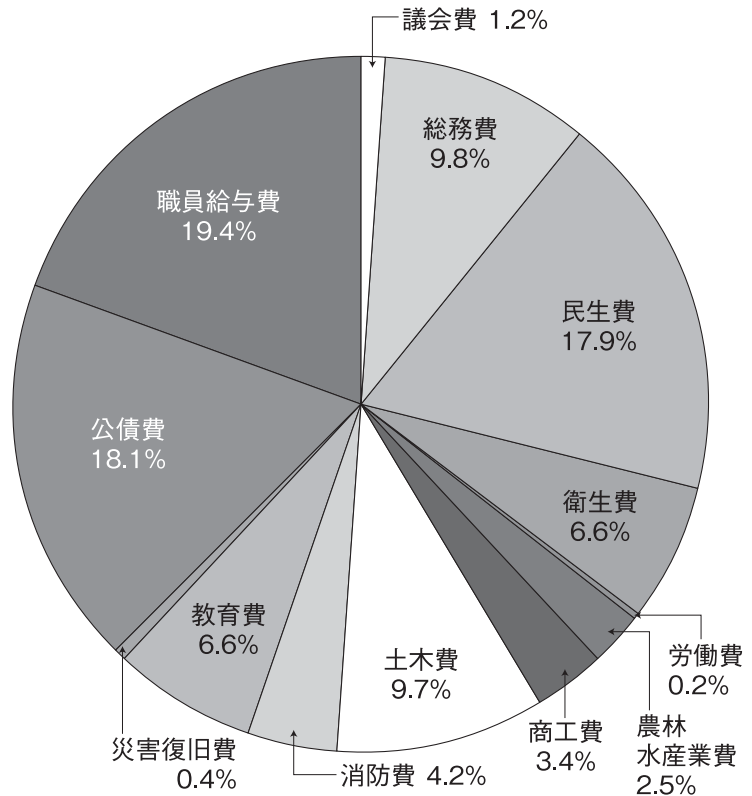
「町税の内訳」



平成26年度 増毛町会計決算報告

【歳 出】

議 会 費	5,127万円
総 務 費	4億5,471万円
民 生 費	8億2,944万円
衛 生 費	3億761万円
労 働 費	1,012万円
農 林 水 産 業 費	1億1,711万円
商 工 費	1億5,837万円
土 木 費	4億5,060万円
消 防 費	1億9,290万円
教 育 費	3億642万円
災 害 復 旧 費	1,939万円
公 債 費	8億4,196万円
職 員 給 与 費	9億265万円
合 計	46億4,255万円



歳 出 (一般会計)

平成26年度の一般会計の歳出(支出)は46億4,255万円、前年度比6.3%増となっております。

歳出は、大きく分けて「投資的経費」と「消費的経費」に区分することができます。「投資的経費」は、その経費の支出効果が長期にわたり、固定的な資本形成となるもので、普通建設事業費の4億8,661万円と災害復旧事業費の1,939万円がそれにあたり、歳出全体の10.9%を占めています。

「消費的経費」は、支出効果が単年度または短期間で終わるもので、投資的経費以外の経費のことをいい、41億3,655万円、歳出全体の89.1%を占めています。

また、目的別歳出の決算額については、上の円グラフのようになっており、公債費(借金の償還)の占める割合が18.1%(8億4,196万円)と大きく、苦しい財政状況を表していますが、財政健全化計画の策定により借り入れを圧縮しているため、公債費残高や償還額は年々減少してきております。

会 計		歳 入	歳 出	会 計		歳 入	歳 出	
特 別 会 計	国民健康保険	6億8,725万円	6億2,171万円	企 業 会 計	収益的収支	1億5,373万円	1億4,997万円	
	観光施設事業	8,784万円	8,784万円		水道事業	資本的収支	691万円	7,492万円
	診療所事業	2億3,599万円	2億3,599万円		簡易水道事業	収益的収支	2,517万円	2,339万円
	介護保険	8億8,930万円	8億7,852万円		資本的収支	663万円	1,440万円	
	公共下水道事業	2億422万円	2億422万円		砕石事業	収益的収支	2億4,225万円	2億5,951万円
	後期高齢者医療	8,149万円	8,130万円		資本的収支	0万円	0万円	

※ 資本的収支の差し引き不足分は留保資金で賄っております。

増毛町の健全化判断比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務づけられました。

☆健全化判断比率とは……

1. 実質赤字比率
一般会計等において、実質赤字額が標準財政規模に占める割合
2. 連結実質赤字比率
全会計を対象に赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に占める割合
3. 実質公債費比率
地方債の元利償還金や準元利償還額等が標準財政規模に占める割合
4. 将来負担比率
地方債残高や債務負担行為額等が標準財政規模に占める割合

☆平成26年度決算における増毛町の健全化判断比率

平成26年度決算をもとに健全化判断比率を算定した結果を公表します。

	増毛町の数値		早期健全化基準 (増毛町の場合)	財政再生基準
	平成26年度	平成25年度		
実質赤字比率	△4.9%	△8.3%	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	△15.2%	△18.3%	20.0%	30.0%
実質公債費比率	13.3%	13.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	27.2%	53.5%	350.0%	

増毛町の比率は早期健全化基準及び財政再生基準以下ですので、財政健全化計画及び財政再生計画の策定は必要ありません。

近年、各数値とも改善傾向にありますが、今後も公債費負担の縮減を図るなど、引き続き財政の健全化に努めます。

☆資金不足比率

公営企業ごとに算定する資金不足額が事業規模に占める割合

- ・水道事業会計
- ・簡易水道事業会計
- ・砕石事業会計
- ・観光施設事業特別会計
- ・公共下水道事業特別会計

全ての会計で資金不足額はありません。



園企画財政課・財政係（電話 53-1110）

“爆弾低気圧” 上陸で町内でも暴風被害!

急速に発達したいわゆる“爆弾低気圧”が10月1日夜から3日にかけて町内を通過。

倒木や民家の屋根、外壁の破損、ゴミステーションの倒壊など、町内にたくさん被害をもたらしました。最大瞬間風速が30メートルを超え、高潮や越波、倒木などで通行止めになった道路もありました。

また、「屋根が飛びそう」

▼越波の影響で通行止めとなった町道古茶内道路線



「納屋のトタンが飛散しそう」などの通報が消防本部に相次ぎ、応急処置などの対応に追われました。

1日の午後9時には避難所（文化センター）を開設。自主避難した住民を受け入れました。

さらに2日の正午には、高潮と強風によって多数の流木や石などが岸に打ち上げられ、道路がふさがれた。古茶内地区の住民に対し、避難準備情報を発令し、町内の避難者は合計27名となりました。

平成16年9月の台風18号以来となった今回の災害は、収穫前のりんごなどの果実が多数落下したり、最盛期を迎えていた定置網の漁網が流されて破損するなど、町の基幹産業にも深刻なダメージを与えていきました。低気圧が過ぎ去った後、



▲倒木に寄って道がふさがれた町道弁天通線

倒木の伐採や、浜に打ち上げられたゴミの撤去、破損した住宅の補修など、町民は疲れ切った様子で作業していました。

また、これ以降も幾度も管内に暴風警報や波浪警報が発令されています。本格的な冬を迎える前に、今後起こりうるこういった災害を想定し、各自安全対策を行って下さい。

防災行政無線を用いた情報伝達訓練を実施します!

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、増毛町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。



- (1) 訓練実施日時 平成27年11月25日(水) 11時00分ごろ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	<p>増毛町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。</p> <p>【放送内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> + 上りチャイム音 + 「これは、テストです。」×3 + 「こちらは、防災増毛です。」 + 下りチャイム音

(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ先】 増毛町役場総務課 電話 53-1111

第44回増毛町秋味まつり

9月27日、増毛港中央埠頭で第44回増毛町秋味まつりが開催されました。

まつりがスタートした10時には会場はすでに大賑わい。秋味販売ブースなどにはたくさんの方が行列していました。

しかし、開始から1時間ほど経つと、予報通り雨が降り始め、その後本降りに。ステージの催しの一部変更となるなどの影響がありました。雨があがったのは、まつりの後半。

最後は晴れ間が見える中、もちまきでまつりが締めくくられました。



① 会場で買ったホタテを食べる来場者
② マーシーくんと記念撮影
③ 秋味販売ブースの様子
④ たくさんの来場者で賑わう会場
⑤ イエマンジャーの演奏
⑥ 雨が本降りになった会場の様子

芸術の秋、到来

10月3日、第24回MOA美術館増毛児童作品展の表彰式が元陣屋において開催されました。

今回は、絵画・書道合わせて16作品が入賞。緊張した様子でそれぞれ賞状を受けとっていました。

なお、受賞者は次の通りです。

※今回「MOA美術館奨励賞」を受賞した佐藤心美さんの作品は、MOA美術館全国児童作品展に出品されます。

【書道の部】

- ◆ 増毛町長賞
武田 萌花さん (増毛小6年)
- ◆ 増毛町教育長賞
渋谷宗太郎くん (増毛小6年)
- ◆ 増毛町文化協会会長賞
廣野 晴菜さん (増毛小2年)
- ◆ 金賞
武田 心花さん (増毛小4年)
- ◆ 銀賞
野村 英春くん (増毛小3年)
- ◆ 銅賞
佐藤 心美さん (増毛小2年)
竹内 瑛汰くん (増毛小1年)

【絵画の部】

- ◆ MOA美術館奨励賞
佐藤 心美さん (増毛小2年)
- ◆ 増毛町長賞
山田咲千香さん (増毛小6年)
- ◆ 増毛町教育長賞
三浦 岳斗くん (増毛小2年)
- ◆ 増毛町文化協会会長賞
青山 珠莉さん (増毛小4年)
- ◆ 金賞
奈良岡裕匠くん (増毛小2年)
田中 葵史くん (増毛小4年)
- ◆ 銀賞
大津梨緒奈さん (増毛小3年)
野村 英春くん (増毛小3年)
- ◆ 銅賞
佐野 智尋さん (増毛小4年)



◆ MOA美術館奨励賞を受賞した佐藤心美さんと作品「タイヤシヨベルカー」

練習の成果を発表

10月4日は増毛中の学校祭、11日には増毛小学習発表会、舎熊小学芸会がそれぞれ開催され、保護者を含むたくさんの方の観客に、この日のために練習してきた成果を発表しました。増毛中学校祭では、オリジナルストーリーの演劇「増毛山道物語」をコミカルに演じ、客席からたくさん笑い声が響きました。

増毛小学習発表会では、6年生が劇『第二新興丸』と地獄の海から留萌港へ』を演じ、迫力のある演技で観客を感動させていました。

舎熊小学芸会では、今年度で閉校になるため最後となった学芸会。テーマ「132年の最後！心に残る感動の学芸会にしよう！」のもと、全校児童で大きな声で歌い、合奏し、演じきっていました。



①コミカルな演技で会場の笑いを誘った増中生徒による演劇 ②屋台で来場者をおもてなしする増中生徒 ③息を合わせて演奏する増小児童 ④今まで練習してきた成果を発揮し会場を感動させた増小児童 ⑤一人二役をこなし演じきった舎小児童 ⑥フィナーレでポーズをとる舎小児童

増毛産の新米に舌鼓

10月15日、町主催の「増毛産ななつぼし新米大試食会」が千石蔵で開催され、約200名が参加しました。今回の試食会は、日本でも有数の良食味米の産地として、「増毛産米のブランド化」を推進するため、多くの方に試食していただき、その魅力を知っていただくことを目的として開催されました。

当日は、町内の企業にお米のお供として水産加工品などを提供していただきながら開催。参加された方は、「増毛のお米はもちもちしていて、

噛めばかむほど甘みを感じられ美味しいです」と笑顔で試食していました。

また、外国の方も参加されていて、「甘くて美味しいです」と話してくれました。

▼増毛産ななつぼしをよそってもらう参加者



「孤独は喫煙より体に悪い」

10月15日、株式会社キャンサースキュンのイノベーションデイレクターで予防医学研修者の石川善樹氏を招いて、今年度第3回目の町民スクールが開催され、約87名が参加し

ました。

石川さんは、自分の小さい頃からの体験や経験、思ったことなどを、ユーモアを交えながら話していました。また、研究データを使いながら「なにが健康にとつて大事と考えられているか?」「入院したときに、お見舞いに来た人数で寿命が変わる」など、参加者がうなずいて聞くような話もしていました。

「孤独は喫煙より体に悪い」という話が印象的で、自分の家族や友達、人との繋がりの重要性を改めて感じる機会になったと思います。

▶第3回町民スクール講師を務めた石川善樹氏



高齢者世帯等を
対象にした
除雪サービス
のお知らせ



除雪サービスの申込方法など

■除雪サービスを申込みできる人

①平成27年度の町民税が非課税の世帯

②本年12月1日時点で65歳以上のみの世帯及び障がいなどにより除雪が困難と認められる世帯

(住民票上の世帯が別でも、同じ家に住んでいる場合は同居と見なします。)

(有償ボランティア除雪事業は、近所に親類等がいる場合は対象になりません。)

■申込み方法

・利用申請書に利用者負担金を添えて、役場福祉厚生課(健康一番館)に提出して下さい。有償ボランティア除雪事業(玄関前の除雪)の申込みには、ボランティアの同意が必要です。

・福祉厚生課に来られない場合は、社会福祉協議会または民生委員を通して申し込むことができます。電話での仮受付も行います。
・利用が決定した世帯には、決定通知書をお送りします。
・申込書は、福祉厚生課、社会福祉協議会の他、増毛町役場ホームページ、各課情報・福祉厚生課・介護保険係のページから得ることができます。

屋根及び家のまわりの

除雪サービス事業

■除雪内容

・平成27年12月1日から平成28年3月22日の期間中、自宅の屋根の雪下ろし、窓の下、軒先等の除雪及び緊急避難口の確保を年2回まで行います。

・3回目の除雪が必要な場合は、改めて申込みが必要です。

■負担金

・1,000円(納付された負担金は返却できません)

・3回目は1回500円

■申込期限

・平成28年2月29日まで(3

回目)の申込は、3月も受け付けます)

有償ボランティア除雪事業

■除雪内容

・平成27年12月1日から平成28年3月22日の期間中、除雪車が出動したときの午前中や大雪の時に、玄関から生活道路までの幅おおむね80センチを、申込者が指定した有償ボランティアが除雪を行います。

■負担額

1,000円
ボランティアが受け取る額 10,000円

■申込期限等

平成28年1月29日までとしますが、先着20名で締め切ります。

町民の皆様へ

玄関前の除雪ができないために困っている高齢者がいます。

この事業は、地域の支えあいで行うものです。有償ボランティアとして協力して下さいの方がおりましたら福祉厚生課に連絡をお願いします。

役場福祉厚生課介護保険係

電話 53-3111

(内線 518、519)

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請をお済みですか。

「広報ましけ9月号」折込チラシでお知らせしております「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を12月10日まで受け付けています。

該当になると思われる方で、まだ申請をお済みでない方は、期限までに申請手続きにお越しく下さい。

なお、給付の対象となるのは、次に記載する要件に該当する方々です。

■臨時福祉給付金

支給対象者 平成27年度分の住民税が課税されていない方です(※)

※ただし、生活保護の受給者である場合と住民税課税されている方に扶養されている場合を除きます。

支給額 1人につき6,000円

■子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者 平成27年6月分の児童手当を支給される方

支給額 対象児童1人につき3,000円

◆申請受付及び問い合わせ先 役場福祉厚生課民生係(健康一番館内) 電話53-3111



マーシーの年金相談



天災による国民年金保険料免除制度について

風水害等の災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。国民年金の場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象となります。

1. 申請に必要な書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 罹災証明書（原則として）、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し
- 罹災証明のみで被害の判断ができない場合は、国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- 保険金・損害賠償金額等が支給される場合は、保険金・損害賠償金額等の確認できる証明書の写し
※ご本人以外の方が提出される場合は、委任状が必要です。

2. 免除される期間

事由の生じた日の前月分から翌年の6月分まで（※保険料の納付が困難な場合は、早めの申請をしてください。）

3. 免除された期間の年金は

- 全額免除された期間の老齢基礎年金額は保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 保険料が免除された期間は、10年以内であれば後から保険料を納める（追納する）ことができます。
- 保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問い合わせ

留萌年金事務所（43-7211）
 役場町民課保健年金係
 （53-1113）

ストーブの取扱いにご注意を！

朝夕の冷え込みが毎日に厳しくなり、家庭でもストーブを点火する機会が増えてくる時期となりました。

北海道の秋冬には欠かすことのできないストーブですが、取扱いを誤ると火事を起こす危険性がありますので、次のポイントに注意し、火事を起こさない環境をつくりましょう。

● ストーブによる火事を防ぐポイント

- ①洗濯物をストーブの上に干さないようにしましょう。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ③スプレー缶をストーブの近くに置かないようにしましょう。
- ④ガソリン等の誤給油には気をつけましょう。
- ⑤定期的にストーブの点検・掃除を行います。

● 誤った取扱いにより火事になった例

ストーブの火を消さずに、給油したカートリッジタンクを本体にセットしようとしたところ、タンクのふたの締め付けが不完全だったため、灯油が漏れ出し、ストーブの火に引火した事故が発生しました。このことから、必ず火を消してから給油をするようにしましょう。



【増毛町消防本部 予防課 53-2175】

募集

町立明和園臨時職員 (介護員・調理員・清掃員)

ぜひ、明和園と一緒に働いてみませんか！

【介護員】

■募集人員

養護・特養 複数名

■応募資格

年齢18歳以上
※無資格可、介護福祉士及び介護職員初任者研修了以上の方歓迎

■勤務時間

- ・早出7時30分～16時00分
- ・遅出9時30分～18時00分
- ・夜勤16時15分～翌日9時15分

※勤務形態

一、フルタイム職員

早出・遅出・夜勤の3交代
替制の勤務

二、日勤職員

早出・遅出の日勤2交代
制の勤務

三、パート職員

勤務日数や勤務時間を、
あなたの都合に合わせて
調整した勤務(応相談)

■賃金

フルタイム・日勤職員

月額134,200円以上

パート職員

・時給 820円

・日給 6,400円

※資格、経過年数による

■手当

各種手当有り
※勤務形態により手当の内容が異なります。

介護職員初任者研修の資格取得費用の一部助成有り

■採用期日

採用決定後、速やかに採用(応相談)

【調理員・清掃員】

■募集人員

各1名

■応募資格

年齢18歳以上
※無資格可

■勤務時間

早出6時30分～15時00分
遅出9時30分～18時00分

【申込方法】

採用決定まで随時受付。
履歴書に有資格者は証明書の写しを添えて、明和園に提出願います。(郵送可)

町立明和園

(電話 53-1601)

お知らせ

インフルエンザ・肺炎球菌 予防接種のお知らせ

広報10月号の折込チラシ
でお知らせしていますが、
インフルエンザと肺炎球菌
の予防接種を次の日程で実
施しますので、接種を希望
される方はお申込みを願
います。

■接種日時

- ・11月17日(火)
9時00分～14時00分
- ・11月18日(水)
9時00分～12時00分
- ・12月6日(日)
9時00分～16時00分

■接種場所

健康一番館
役場福祉厚生課保健指導係
まで電話等でお申込み
ください。

■接種費用

インフルエンザ
2,800円
肺炎球菌

■予約方法

5,600円
※定期接種の対象となる方
には、それぞれ町の助成
があります。対象者・料
金については、折込チラ
シをご確認ください。

■その他

町内では、町立市街診療
所においても、12月7日
(月)以降に接種を行いま
すが、混雑が予想される
ため、できるだけ健康一
番館で接種をお願いしま
す。

申込・問合せ先

福祉厚生課・保健指導係
(電話 53-3111)

指名手配被疑者の 検挙にご協力を！

平成27年8月末現在、全
国の警察から指名手配され
ている者は、凶悪事件など
で特に警察庁が指定してい
る重要指名手配被疑者を始
めとして、約720人に上
っています。
これらの被疑者は、殺人、
強盗等の凶悪事件のほか、

暴行、傷害、窃盗、詐欺、
横領等の事件に関して指名
手配されており、再び犯罪
を敢行するおそれがありま
す。

警察では、特に重大な犯
罪の被疑者を選定した上で、
11月中旬に全国警察の総力を
挙げて追跡調査を行うこと
とし、これら被疑者の早期
検挙に取り組んでいること
ろです。

この指名手配被疑者の発
見に向けた捜査活動には、
国民の皆さんの御協力が是
非とも必要です。

指名手配被疑者によく似
た人を見掛けたといった情
報など、どんなわずかなこ
とでも結構ですので、警察
に通報していただくようお
願います。

町立明和園

留萌警察署刑事課
(電話 42-0110)

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、

強盗等の凶悪事件のほか、



ましけ町民スクール 第4講座

第4回目は三遊亭圓馬、桂米福さんなどを講師に迎えて、古典落語から新作落語まで、楽しい演目をお話していただきます。皆さんのご参加をお待ちしています。

■開催日時

11月16日(月) 19時00分～

■開催場所

文化センター 大ホール

■演題 「北海道で江戸噺」

■入場料

会員及び70歳以上の方は無料、当日会員の方は2,000円

ましけ町民スクール運営

委員会事務局(教育委員

会内、電話 53-242

7)

日曜当番医 (留萌市)

【11月15日】

川上内科医院

(錦町4丁目)

電話 43-6451

マイナンバーを、きちんと受けとって活用するために

あなたのマイナンバーは、平成27年10月以降に送付されます。下記のポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

Point 1 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受けとることができない可能性がありますのでご注意ください。

Point 2 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

※通知カードは大切に保管して下さい。



新着本案内

将来の学力は10歳までの「読書量」で決まる！

松永 暢史 著

読解力は学力の基礎であり、それを培うのが読書。幼少期の読書体験がその後の学力に大きく影響を及ぼします。本を読むことがどれだけ学力を伸ばすことになるのかを、具体的に解説しています。



わらう

浜田 桂子 著

元気がなさそうなけんちゃんを、みんなが心配します。大好きなハムエッグが朝食に出ても、友達からプレゼントをもらっても、うれしくなさそうなのです。笑うことの大切さを描いた絵本です。



☎ 総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

裁判員制度～まもなく名簿 記載通知を発送します！

選任手続の流れ

今年

【10月中旬～下旬】
名簿の作成

【11月中旬】
候補者への通知
調査票の送付

来年以降

【裁判の6週間前まで】
選任手続期日のお知らせ
・質問票の送付

【裁判の当日】
選任手続

裁判員制度は、平成21年5月21日から施行され、平成26年には、6938人の方が裁判員として裁判に参加されています（同期間に判決が言い渡された裁判員裁判は合計1131件です）。国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成28年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成29年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません（実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします）。

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成28年の名簿に登録される人数は、全国で約22万9200人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約454人に1人）。

〈名簿記載通知の発送用封筒〉（H26年11月発送分）



“軽自動車税” 平成28年度から税額が変わります

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車等の所有者にかかる税で、5月末日が納期限となっています。

税率は種類別に1台当りの年税額で決められています。(自動車税と異なり、税額の月割りはありません。)平成28年度からは、次の税率表のとおりとなります。

＜原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車等＞

車種区分		税率 (年税額)	
		現 行	改 正 後
原動機付自転車	50cc以下 (ミニカー除く)	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
軽二輪 (125cc超～250cc以下)		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車 (250cc超)		4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,600円
ミニカー		2,500円	3,700円

＜三輪・四輪の軽自動車＞

三輪・四輪の軽自動車については、最初の新規検査(新規登録)年月で税率を判定します。最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。

※最初の新規検査は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

車種区分			税率 (年税額)			
			平成27年3月以前に 新規登録した車両	平成27年4月以降に 新規登録した車両	新規登録から13年を経過 した車両(重課税率)	
軽 四 輪 車 等	三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円	8,200円
			自 家 用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨 物	営 業 用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自 家 用	4,000円	5,000円	6,000円	

また、三輪・四輪の軽自動車のうち、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス基準及び燃費基準に基づき、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分			「グリーン化特例」税率 (年税額)			
			電気自動車等	H32年度燃費基準 +20%達成車	H32年度燃費基準	
軽 四 輪 車 等	三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円
			自 家 用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物	営 業 用	1,000円	1,900円	2,900円	
		自 家 用	1,300円	2,500円	3,800円	

図税務課・税務係 (TEL 53-1114)

「秋の全国地域安全運動中」の診断結果

～自動車の施錠、戸締まりに気をつけましょう～

増毛町防犯協会では10月11日(日)～20日(火)までの「秋の全国地域安全運動」に合わせ、パトロール活動強化の一環として、留萌警察署職員の協力のもと、自動車診断、住宅診断を行いました。

【自動車診断】 10月16日(金)午後7時から野塚・永寿町・南永寿町・稲葉海岸町・稲葉町・弁天町を中心に自動車の施錠診断を行い、調査台数196台のうち、施錠していない車が34台うち11台は鍵がつけっぱなしになっていました。自宅の敷地内だからと油断せずに自動車から鍵をはずし、車内には荷物を置かないようにしましょう。

日頃の心掛けにより、防犯意識を高め、不審者や犯罪者に隙を与えず、町民の皆さま方とともに安心して暮らすことのできる町づくりのため活動しておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

【住宅診断】 10月17日(土)午後1時半から舎熊地区・野塚・永寿町・南永寿町・稲葉海岸町・稲葉町・弁天町を中心に住宅の施錠診断を行い、調査戸数361戸のうち、施錠していない家が24戸ありました。昼間だから、近所だからと油断せず在宅する場合にも施錠するよう心掛けましょう。



増毛町防犯協会事務局（役場町民課内、電話53-1112）



「冬の交通安全運動」が実施されます！

スリッパ注意！

スピードダウンと早めのブレーキで事故防止！

■実施期間

11月11日(水)～

11月20日(金)の10日間

■運動の重点

① 高齢者の交通事故防止

・外出するときは、ドライバ―に目立つように、明るい色の服装を心がけ、夜光反射材を身に付けましょう。

・道路を横断するときは、必ず信号機や横断歩道を利用しましょう。

・ドライバ―は、高齢者の道路横断に対応できる安全な速度で、思いやりのある運転をしましょう。

② 凍結路面等のスリッパによる交通事故防止

・路面の状況が刻々と変化することを認識し、スピードを控えた運転をするとともに、早めに冬タイヤに交換しましょう。

・日陰や橋の上などを走行する場合は、路面の凍結に注意しましょう。

③ 飲酒運転の根絶

・飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底しましょう。

・二日酔いも「飲酒運転」です。少しでもアルコールが残っているようなら、運転は厳禁です。

・酒類を提供・販売する飲食・販売店では、運転者への酒類の提供などを一切禁止し、根絶を図りましょう。

増毛町防犯協会事務局

課（電話 011-251

10110）

人の動き

10月1日～10月31日届出分

10月末 人口と世帯

人口 4,688 人 (-9)
男 2,157 人 (-7)
女 2,531 人 (-2)
世帯 2,378 世帯 (-5)
()は前月との増減

「地域貢献」活動 ありがとうございます!

10月19日、町内企業2社を含む計6社に、地域貢献活動に対する感謝状の贈呈式が行われました。

【各社の地域貢献活動の内容については下記の通りです】

- ◆増毛土建(株) (山郷佳克代表取締役社長)
旧増毛小学校中庭草刈り作業
- ◆(株)清野建設 (森竹昌基代表取締役社長)
リバーサイドパーク多目的広場排水処理作業
- ◆八晃建設(株) (田下啓一代表取締役社長)
第40回アップルコース全町マラソン大会に伴うコース周辺の草刈り作業
- ◆堀松・白鳥 経常建設共同企業体
(代表:堀松建設工業(株) 堀松一郎代表取締役社長)
増毛幼稚園木製遊具等補修作業
- ◆ハラダ工業(株) (藤野徹弥代表取締役社長)
彦部バス待合所屋根・外壁塗装、バス停看板取替作業
- ◆(株)堀口組 (堀口哲志代表取締役社長)
舎熊いちご団地・アップル団地・すまいる団地の各遊具施設塗装作業



■ご厚志ありがとうございます■
◆各自治会等へ(現金) (受付順)

○香典の一部から

・秋田政志さん (阿分)

・梅田麻里子さん (別荘)

・布施寿彦さん (南永寿町2)

2区自治会へ

34区自治会へ

23・3区自治会へ

【12月号への掲載希望 11月25日(水)まで】

閩町民課・町民環境係 (電話 53-11112)



町税の納期について

固定資産税(第3期)
国民健康保険税(第5期)
11月30日(月)

閩税務課・税務係 (電話 53-1114)

健康・暮らし・環境カレンダー

11/5(木)	●広報ましけ11月号発行 生	22(日)	●こどもシアター 13:30～ 元陣屋
6(金)	●なかよしクラブ 10:00～11:30 健康一番館 ●体育協会スポーツ表彰式 18:30～ 文化センター 不燃 か・び	23(月)	●少年の主張「僕の主張・私の主張」 9:30～ 文化センター 勤労感謝の日 生 粗大
7(土)		24(火)	●定例行政相談所開設 10:00～12:00 文化センター ●四種混合・水痘予防接種 13:30～14:00 市街診療所 可燃 資源1
8(日)	●マタニティスクール(育児編) 10:00～12:00 留萌市保健福祉センターはーとふる ●こどもシアター 13:30～ 元陣屋	25(水)	●総合健診(個別通知) 旭川がん検診センター ペット プラ
9(月)	生	26(木)	●どろんこクラブ 10:00～11:30 健康一番館 生 資源2
10(火)	●こころの健康相談 15:00～17:00 留萌保健所 可燃 資源1	27(金)	●親子遊びの広場(おもちつき) 9:30～11:00 健康一番館 不燃 か・び
11(水)	●第22回防犯・交通安全高齢者ふれあい交流会 9:30～ 文化センター ペット プラ	28(土)	●子宮がん検診(個別通知) 健康一番館
12(木)	●乳幼児相談 9:30～11:30 健康一番館 ●ベビーマッサージ教室 10:00～11:00 健康一番館 生 資源2	29(日)	
13(金)	●介護予防教室(栄養) 10:00～11:00 健康一番館 不燃 か・び	30(月)	生
14(土)	●乳児健診(個別通知) 健康一番館	12/1(火)	●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 13:30～14:00 市街診療所 可燃
15(日)		2(水)	ペット プラ
16(月)	生 木	3(木)	●どろんこクラブ 10:00～11:30 健康一番館 生
17(火)	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～14:00 健康一番館 可燃	4(金)	●人権心配ごと特設相談所 14:00～16:00 文化センター 不燃 か・び
18(水)	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～12:00 健康一番館 ペット プラ	5(土)	
19(木)	●どろんこクラブ 10:00～11:30 健康一番館 生 金属/危険	6(日)	●増毛幼稚園お遊戯会 9:00～ 文化センター ●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～16:00 健康一番館
20(金)	粗大ごみ申込受付最終日 不燃 か・び	7(月)	●広報ましけ12月号発行 生
21(土)	●あっぷる保育所発表会 9:00～ 文化センター ●図書館フェア・ワークショップ 13:30～ 元陣屋	8(火)	可燃 資源1

家庭ごみの収集日について

マの 見方	生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
	か・び かん、びん	木 木くず	金属/危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
	資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

- ① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00～17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。
※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。
- ② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。